

『中務内侍日記』にみる冷泉富小路殿の宮庭庭園における日常の遊興について

Regarding daily entertainment in the palace garden of Reizei Tominokoji-dono residence in “The Dairy of Nakatsukasa no Naishi”

関西 剛康*

Takayasu SEKINISHI

Abstract: This study partially clarified the contents and daily use of the palace garden of Reizei Tominokoji-dono residence during the mid-Kamakura period. The study method was a literature review using “The Dairy of Nakatsukasa no Naishi” with a focus on descriptions of the garden and use of the garden in the daily life of Emperor Fushimi, etc. It was found from this study that the basic structure of the garden of Reizei Tominokoji-dono residence was a basic Shinden-zukuri garden, where yarimizu (artificial stream in a garden) was running from the northeast side into a pond on the south side. The plants in the garden were a cherry tree (Sakon no Sakura) on the southeast side in front of the Shinden and a mandarin orange tree (Ukon no Tachibana) on the southwest side. In the north garden, Henon bamboo existed. The daily casual usage of the garden was entertainment including moon viewing, boating, viewing of the sky and scenery of the garden, composing poem and playing music. The garden and sky were mostly viewed from each room of the buildings and boats. The views of the garden and sky were not just beautiful but often cheerless. The members including Emperor Fushimi, who were all well-versed in creating Japanese poem, appreciated the garden view by finding beauty in various natural phenomena and shared the feeling among the members.

Keywords: *The Dairy of Nakatsukasa no Naishi, Reizei Tominokoji-dono residence, Japanese garden, daily, entertainment*

キーワード: 中務内侍日記, 冷泉富小路殿, 日本庭園, 日常, 遊興

1. はじめに

(1) 研究背景と目的

鎌倉後期における里内裏や院御所に関する研究は¹⁾²⁾³⁾, 大炊御門殿・冷泉富小路殿・常盤井殿・二条高倉殿等の建築分野を中心に研究されているが、それに附随する宮庭庭園の様相、庭園使用やその内容等に関する研究はほとんどなされていない。そこで本稿では、今は存在しない冷泉富小路殿の宮庭庭園を対象に、その様相と日常の庭園使用に関する一端の探究を試みた。

研究にあたり、冷泉富小路殿の宮庭庭園の使用記事が比較的に多い、鎌倉後期の著書である『中務内侍日記』に着目し、伏見天皇(1265-1317, 在位 1287-1298)らの日常における庭園使用に関する記事を対象とした。この『中務内侍日記』は、伏見天皇の春宮(皇太子)時代に側近女房として、踐祚後には内侍として仕えた伏見院中務内侍こと藤原経子が、弘安3(1280)年から正応5(1292)年までの13年に渡る宮廷生活を著した仮名文による日記文学である。この日記には、宮廷生活における日常の庭園使用時の女性作者ならではの心情が詳細に和歌と併せて記述されており、大変興味深い史料となっている。

(2) 研究方法とその対象

具体的な研究手法は、書籍『校訂中務内侍日記全注釈』を用いて⁴⁾、『中務内侍日記』の全文の中から、冷泉富小路殿の庭園の様相ならびに日常の庭園使用に関する記述を対象に文献調査を実施した。

2. 本研究対象に関する既往研究

本研究の対象である冷泉富小路殿に関する既往研究の概要は¹⁾²⁾³⁾、以下の通りとされている。

(1) 所有者の遍歴について

もとの所有者は、小川右衛門督入道(藤原)親兼(1172-1246)であったがその後、経緯は不明とされているが西園寺公経(1171-1244)が所有するようになった。そして、公経の子実氏

(1194-1269)が継承した。

そもそも冷泉富小路殿の初見は、『明月記』の嘉禄元(1225)年12月29日条の「右大将(実氏のこと)冷泉亭」とされ、この時期は実氏の邸宅として機能していた。『民経記』の寛喜3(1231)年7月12日条には、第86代後堀河天皇(1212-1234, 在位 1221-1232)が行幸するために、内府(実氏のこと)が池泉を設け、曾利橋(反橋)を渡し、その準備にあたったとあり、どうもこの時期に池泉を造営したと考えられている。

貞永元(1232)年10月4日に後堀河天皇が譲位し、まだ1歳の第87代四条天皇(1231-1242, 在位 1232-1242)が踐祚した際に院御所(里内裏)として提供した⁵⁾。この時から使用され始め、院御所として変貌していったとされている。

仁治3(1242)年1月に第88代後嵯峨天皇(1220-1272, 在位 1242-1246)が踐祚した。実氏の子女である姞子はこれを受けて、同(1242)年6月に18歳にして後嵯峨天皇に女御として仕え、その2ヵ月後に後嵯峨天皇の中宮に冊立した⁶⁾。そのため、中宮御所の機能も有していった。

持明院統の初代天皇となった第89代後深草天皇(1243-1304, 在位 1246-1260)は、『葉黄記』の寛元4(1246)正月9日条に、2歳で冷泉第(冷泉富小路殿)に移って来てこの夜に踐祚したとある。康元元(1246)年に後深草天皇は、同じく実氏の子女の公子を中宮に冊立したため、中宮御所の機能も継続した。後深草天皇は閑院に御所を移御されたが、『岡屋閑白記』の宝治3(1249)年2月1日条に、後深草天皇が冷泉第(冷泉富小路殿)に御幸を仰せられ、即刻に御輿で行かれたとあるように、1度目の閑院の焼失により、閑院が再建されるまで再び冷泉富小路殿を御所とした。その後、正元元(1259)年の2度目の閑院の焼失により、冷泉富小路殿に移御し、同年11月に大覚寺統の初代となる第90代龜山天皇(1249-1305, 在位 1260-1274)に譲位した後も引き続き冷泉富小路殿を院御所として用いた。後深草上皇の生母(姞子)ならびに中宮(公子)は共に実氏の子女であったことから、実氏

*南九州大学 環境園芸学部 環境園芸学科 造園学分野 造園計画研究室

所有の冷泉富小路殿がその女系を通して後深草上皇の院御所になったと研究されている。その後、文永2(1265)年に冷泉富小路殿は一度焼失するが再建された。後深草上皇の皇子(のちの伏見天皇)が東宮に立たれると、冷泉富小路殿は東宮御所としても使用された。

持明院統の第2代の天皇となった第92代伏見天皇は、弘安10(1287)年に冷泉富小路殿で踐祚した。永仁5(1297)年に再度焼失したが、直ちに再建に着手して年末には上棟した。

第93代後伏見天皇(1288-1336、在位1298-1301)は、永仁6(1298)7月に再建直後の冷泉富小路殿で踐祚したが、御所に二条富小路殿を用いたため、伏見上皇が院御所として冷泉富小路殿を引き続き用いた。だが徳治元(1306)年に再度焼失した後は、伏見上皇の管領する持明院殿をもって本所としたため、冷泉富小路殿は再建されなかった。

(2) 冷泉富小路殿の建築について

1) 建築群の配置

冷泉富小路殿の場所は、洛中の冷泉小路の南、二条大路の北、富小路の東、東京極大路の西に位置し、ほぼ方一町とされている。後深草天皇が冷泉富小路殿に移って踐祚されて御所とした寛元4(1246)年から、次に此処を御所とされた伏見天皇の在位中に2度目の火災に遭う永仁5(1297)年までの約50年間に渡り存続した建築内容について研究されている。その概要は以下の通りである。

既往研究では、御所四壁において正門四足門(西礼御所)は、西側通りの富小路に面しており、その他にも東側通りの東京極大路に門が存在していた。御所内には、寝殿・透渡廊・西中門・西中門廊・二棟廊・東釣殿・弘御所・角御所・北対等の諸屋が設けられていた。寝殿・透渡殿・西中門廊・東釣殿の一連の配置関係は、寝殿西面より透渡殿が西中門廊へ連絡しており、西中門に相対して南庭を挟んで東釣殿が位置していた。この東釣殿は東側通りの東京極大路に近く、そして南面寄りに位置していたことが知られている。

また、正門四足門(西礼御所)を入れて西中門が正面に位置し、それより西中門廊・透渡殿を経て寝殿西面に繋がる廊が形成され、東南には園池に臨んで東釣殿が設けられて廊で寝殿東面と繋がっていたと推察されている。なお、附随する宮廷庭園の様相については、この西側の西中門と東側の東釣殿の間に園池が、北東側に滝口が、位置していたことは判明している。

そして、寝殿の北方向に角御所と北対が設けられていた。角御所は、御所東側の東京極大路寄り、東面北門の近辺の御所東北角地に位置していた。伏見天皇が、春宮(伏見天皇の皇太子時代の名称)時代には東宮御所として使用していたが、踐祚されて寝殿に移られた後は、皇后宮の御座や東二条院の御産御所あるいは仏事の道場等と、東宮・女院・皇后宮らの専用御所にあてられたとされている。北対は、東西に桁行方向の走る卯西屋で、その西妻が西側の富小路の北門に直面し、寝殿の西北方向に位置していたと考察されている⁷⁾。

さらに、二棟廊は存在が知られている程度で詳細は判明していないが、一般事例から考えれば寝殿の西北方向に位置していたと推察されている⁸⁾。

2) 寝殿内の室礼の変遷

寝殿内の室礼は、後深草上皇の院御所期と伏見天皇の御所期のそれぞれによって、その室礼の配置内容は異なっていた。後深草上皇の院御所期には、院(後深草天皇)、女院(東二条院)、皇后宮(皇女の玲子)の三方が同居し諸室に配分されていた。しかし、伏見天皇が踐祚後に寝殿を皇居としてからは、寝殿を南殿兼清涼殿に擬して室礼を行われたとされ、天皇一人によって使用されていたとされている。そのため、後深草上皇の院御所期と伏見天皇

表-1 既往研究における寝殿建築内の室礼の変化表

寝殿建築面	後深草天皇(3方の使用)	伏見天皇(天皇1方の使用)
南面 (ハレ)	・寝殿 屋御座 ・皇后宮 屋御座	・南殿 兼 清涼殿
北面 (ケ)	・院 御方 常御所 ・女院御方 常御所 ・皇后宮 御湯殿上 ・西 ・御湯殿上	・常御所 ・夜御殿 ・御手水間 ・朝 餉 ・台盤所 ・御湯殿上

の御所期とで、寝殿棟内が示す室礼変更にもなる諸室の配置は、表-1のように推察されている。

3. 古文献調査の結果と小考察

『中務内侍日記』の文献調査の結果、庭園の様相にかかわる記述、日常における遊興で宮廷庭園の使用に絡んだ記述について14件を抽出できた。以下にそれぞれの概要を記す。

(1) 後深草上皇の院御所期において

1) 弘安3(1280)年12月条(新暦12月31日~1月28)

後深草上皇が御職法のために伏見殿に御幸して院御所を留守にした十五夜、中務内侍は、雪がちらつく風も冷たい枯野の庭園の風情は、しみじみと心に沁みるが、誰一人としていないため一度は就寝した。その後、春宮は左衛門督殿・内侍殿・左中將(京極)為兼だけを祇候させて釣殿に現れた。春宮が現れたため、御所で寝ていた宰相殿・宮内卿そして中務内侍も起きて参上した。

中務内侍は、世間一般には「すさまじき物」とか言って賞玩されない「師走の月夜」だが、月明かりによって御所の庭園一面が真白に照り映えて、雪の積もった木々の梢は光のように見えたことあり、鏡のように氷った池面も面白く、そこに枯芦(アシ)が弱々しく折れ伏している様子等、何もかも見るに足る景色とある。

また、ひっそりと静かな中に、途切れ途切れに岩間を流れる水の音が聞こえて、白一色の中に、釣殿の軒端にある松葉の緑だけが変わらず目立って見えるとある。

春宮は、春日権大夫(堀川)具守が祇候しているはずと参上するよう使いを出したが、常磐井殿に伺って留守であった。東二条院(後深草上皇の中宮)も留守であったため、その方の御壺を見ている。日記には「軒ちかく一むら生ひたる呉竹の雪折したるも、なべて枯れぬる草よりもはかなく、よろづに気近き様に見所そひてぞ侍る」と記述があり、軒近くに一群植栽されている呉竹(ハチクの異名)の雪折れした姿が、すっかり枯れ果てた草よりもむしろ哀れな風情で、その身近な親しい景色にも見所が加わって見えたことある。この後春宮は、女房の局の中で就寝していなかった者とのやりとりがあり、そして留守の院御所から見ていると、少し晴れていた空も曇って、風が激しく寒々と吹くなか、やもめ鳥の一声鳴いたのも哀れさを添えて聞こえたことある。

やがて春宮は自身の御所(角御所)に帰られ、その後中務内侍らはそのまま留守の院御所で寝たけれども、暫くは戸を開けたままで、晴れたり曇ったりする空を眺め、とりとめない話しをするうちに時間がたち、鶏が何度も鳴く上に、さらに情緒を添えるような鐘の音も枕元近くに響く感じがして、本当に感慨深くもの悲しいとある。中務内侍は、この夜の出来事を「ながめわび心も空にかきくれて降る白雪にかすむ月影」「うきふしを思ひ乱れてはかなきは汀の蘆の雪の下折」「我ならで鳥もなきけり音をそへて明けゆく鐘の絶ゆるひゞきに」と和歌に詠んでいる。

十五夜に春宮らは、東釣殿から南庭を鑑賞したが、中務内侍は一面に降り積もった雪、光のように見えた雪の積もった木々の梢、凍った池泉の水面、弱々しく折れ伏した枯れた芦、遣水の流れる水音、白一色の中に目立つ軒端の松葉と、また女院御方常御所か

ら鑑賞した雪で枝折れしたハチク、風が寒々と吹く中を飛ぶやめめ鳥の一声等に、日常の景色に哀れな風情等が加わったと感慨深い思いを記述しており、何気ない庭園や空の景色にも美を見出していた。

また、この東二条院の方は、寝殿北面の女院御方常御所と考えられるが、そこから見えるハチクの一帯は、寝殿北側の壺庭（北庭）に植栽されていたと考えられる。さらに池泉へと流れる遣水の小滝の音が聞こえたところがあるが、この遣水の位置を考えると、東釣殿の位置が東側通りの東京極大路に近い関係から、北東から南東へと遣水が流れており、当時の東京極大路東側を南流していた中川から導水していたと推察される⁹⁾。

2) 弘安4 (1281) 年8月16日条 (新暦10月7日)

夕方から激しく降った雨は、夜が更けるにつれてすっかり晴れ上がり、澄みきった月の光が素晴らしいため、春宮は後深草上皇の院御所に来て月見をしている。霧がかかった面白い景色であるのに、それにもかかわらず曇らずに月光に映える露の光や、声々になく虫の音も、風流なものばかりを集めたかのような感じがしたとある。吹く風に乱れ散る露の玉も切なく感じられ、松葉にかかった露の光は特別に美しいと思えて、狭衣物語にある「如意宝珠の玉かと思え」と例えられる嵯峨野の風情も、これ以上ではないように思われたとあり、中務内侍は「おのづからしばしも消えぬ頼みかは軒端の松にかゝる白露」と和歌を詠んでいる。それから後深草上皇と春宮はそれぞれの御所に入御されたところがあるが、明け方近くになった頃に、後深草上皇はまた南殿の月を見にお出でになったとあり、中務内侍は霞んだ空に雁が鳴いて渡っていく景色に、ひとつ風情が加わって面白く思っていて「霧こめてあはれも深き秋の夜に雲井の雁も鳴き渡るかな」と、後深草上皇が就寝した後もすぐには寝られずに「夜な夜な寝ぬ夜の友と眺むるに霧な隔てそ秋の夜の月」とその時の風情を和歌に詠んでいる。

後深草上皇と春宮が、親子で鑑賞した場所を寝殿南面の南殿と考えると、夕方からの雨で空気中の水分濃度が高まり、夜に冷やされて発生した霧に霞む庭園は正面の南庭と推察される。秋の夜長に霧と月の光、吹く風に散る露の玉、その月光に照らされた松の葉につく露の美しさ、虫の音とが調和した風情を楽しんでいる。

3) 弘安5 (1282) 年4月17日条 (新暦6月1日)

雨が止まず、空も曇りっきりで毎日を過ごしている頃、後深草上皇が嵯峨殿に行幸して留守にした際に、春宮をはじめ中務内侍らまでが、心の慰めに時鳥（ホトトギス）の初音を待っている。この雨夜の空を眺めて退屈を紛らわしているお供に、三位殿の御局・大納言・別当殿、廷臣には綾小路三位経資・土御門少将（源）具頭らが集まり、雑談に花を咲かせて、面白く愉快であったとある。あれこれと気をもんでも待ち明かした時鳥は、はっきりしない一声ばかりで、そこに花橘（開花したタチバナ）の香りが懐かしげに漂う風情になぞられて、懐かしい人がいるような感じがし、深い思い出として、今も忘れられないとある。中務内侍は、その時のことを「時鳥おほめく程の一声に名残の空もむつまじきかな」と和歌に詠んでいる。

南庭に咲く花橘に誘われて来る時鳥の鳴声を楽しむ遊興は、春宮とその近臣の京極派和歌関係者らにとって¹⁰⁾、外界と通じ、花鳥風月の風情を享受できる場でもあったと考えられる。

4) 弘安6 (1283) 年4月19日条 (新暦5月24日)

いつも通りに後深草上皇は、嵯峨殿に御幸をして帰ってきた。後深草上皇が就寝後に、春宮が土御門少将具頭ひとりをお供に連れて、上皇の院御所に忍び込みこんだ。「南殿の花橘盛りなる頃なれば、香を懐かしむ時鳥もやと待たせおはしますに、心づくしの一声もあかず恨めし」とあるように、南殿に植栽されている花橘がまさに花盛りの頃であるため、時鳥の鳴くのを待っていたが、一声だけ鳴いただけで物足りずかえって恨めしいくらいとある。

春宮は、左中将為兼が籠居させられて久しく参上していないことを思い出して憂い、夜遅くではあるが橘の花枝とその場で詠んだ和歌を、具頭ひとり馬を走らせて為兼の宅へ持って行かせたとある。それを受け取った為兼はありがたく春宮の心遣いを喜んだとあり、中務内侍は同じ春宮に仕える身として羨ましく、嬉しく思ったとある。具頭は夜明け頃に、為兼の返歌「宮の中鳴きて過ぎける時鳥待つ宿からは今もつれなし」と一緒に帰参したとある。その後にも「橘」が明記された和歌4首に「時しもあれ御垣に匂ふ橘の風につけても人の問へかし（中務内侍が為兼へ）」「珍しきその言の葉も身にしむは有明の空に匂ふ橘（為兼が中務内侍へ）」「いかならん世にか忘れん橘の匂ひも深き今朝の情を（為兼が中務内侍へ）」「橘の匂ひにたぐふ情にも言問ふ今ぞ思ひ知るゝ（中務内侍が為兼へ）」と和歌を詠んでいる。

この花橘は、前年の弘安5 (1282) 年4月17日条に記述されている花橘と同樹木であり、京極派和歌関係者である土御門少将具頭と一緒に、夜の花橘に誘われて来る時鳥を待っており、花橘に来る時鳥の声を聴き、それを和歌にする遊興の行為がよく理解できる記述となっている。

また、この遊興を今年は共にできない左中将為兼を思う春宮をはじめとする京極派和歌関係者らの愛情と結束、そして文芸愛好の精神がよく表れており、のちの京極派和歌創造の原動力であったと推測されており¹¹⁾、その原動力を培った舞台として、この冷泉宮小路殿の南庭の花橘が役立っていたと考えられる。この寝殿南面の南庭に座して南庭を望んでいた位置にある花橘であるため、これは「右近の橘」であろうと推察される。

5) 弘安7 (1284) 年3月17日条 (新暦4月11日)

後深草上皇が嵯峨殿に御幸で留守の時に、春宮が来て、御手水の間の御簾を巻き上げて管弦の御遊を行っている。お供には、女房4人、廷臣3人（綾小路三位経資・伯の少将康仲・土御門少将具頭）が祇候した。さらに対の御方・大納言殿・冷泉殿と中務内侍が列席した。春宮自らが琵琶、綾小路三位経資が朗詠、伯の少将康仲が笛、土御門少将具頭が琴の演奏を受け持って、夜を徹して行われたとある。

また、この夜は院の庁（後深草上皇の家政事務所）の軒近くの桜の梢がとても美しいとある。秋風ではないが、身に染みる程に激しい風の吹く花の景色は、恨みごとを言いたい感じがして、おぼろな風情に霞んだ月は、比べるものもなく思われた。そんな折から、楽器の音色も澄んで立ち昇るように面白く、春宮が後世でも思われる和歌を詠めとあって、各人が詠みだすのも興味深いとある。晴れたり曇ったりする村雨がちの空も、わざわざ注文して作り出したかのような風情であったとある。綾小路三位経資が上の句の「晴れ曇り花のひま漏る村雨に」と詠ったが、誰も下の句をつける人がいないので、中務内侍は心の中で「あやなく袖のぬるゝ物かな」と和歌を詠んだ。また、今夜のことに春宮御所での宮仕えに生き甲斐を思っ、中務内侍は「月影に幾春経てか花も見し今宵ばかりの思ひ出ぞなき」と和歌を詠んでいる。

既往研究で、御手水の間の存在は、春宮が伏見天皇に踐祚した後に寝殿北面にあったと推測されているが、春宮時代にすでに存在していたことになる。また院の庁の軒近くの桜の梢は、寝殿の北庭に植栽されていたと考えられる。

管弦や和歌と共に庭園における花鳥風月の風情があることで、その相乗効果によって春宮らの遊興が催されているが、その庭園の景色等は特別なものではなく、風に吹かれる桜や庭園を越えた空に見える朧月夜である。風情を感じる庭園の景色、そして庭園の外側の景色や気象現象らが遊興の装置と化している。

6) 弘安9 (1286) 年5月6日条 (新暦6月6日)

しめやかに雨が降る夕暮れ、後深草上皇が六条殿に御幸をして院御所を留守にしていた時に、春宮は大納言殿を祇候させ、松向

殿の御簾を巻き上げて庭園の景色を見ている。中務内侍が簀子(縁)に出てみると、「池には分くべきひまもなく茂りたり」とあるように、池には分けるところもないように芦が茂っていたとある。そして、「蘆間に見ゆる舟の、ありか定まず浮きたるさまはかなきに、障り多く見ゆれば」とあり、芦の間に見える舟が、定まった場所もなく浮いている様子も心もとない上に、芦のために邪魔されて行きたい所へも行けないように見えた。この風情を中務内侍は「はかなくて蘆間に見ゆる浮舟のよるべ定めず物ぞ悲しき」と詠んで記している。

夜が暮れて、春宮が入御した後、中務内侍と大納言殿は就寝時刻には早いため、無人で静かな東釣殿に行った。雨も少し小降りとなり、雲の切り目に時々もれてさして来る霞んだ月の光も珍しいように思い、大納言殿が「雨雲にしばしやすらふ夜半の月眺むる人の心をや知る」と和歌を口ずさまれた。この和歌にその通りと共感し、ひどく気をもませるような月影も恨めしく、何となく感傷を誘われるとある。中務内侍は、南殿の花橋が盛りであるのに、5月5日に軒にさしていた菖蒲の枯れたものが懐かしく、「枯れ枯れに残る菖蒲もなつかしく花橋も一つ薫りに」と和歌を記している。

松向殿の簀子縁より南庭池泉が眺望できることから、この松向殿は池泉の近くにあることは推測されるが、位置関係は不明である。池泉は、舟が漕げないほどアシが生い茂っていて、維持管理不足が伺える。

また、春宮が就寝後に、大納言殿と中務内侍のふたりは感傷に誘われて東釣殿に行き、小降りの雨に雲の切れ目の月を眺め、交流を深めているこの記述から、宮廷内で仕えている官人は、夜でも割と自由に釣殿等の施設を利用できたようである。

7) 弘安10(1287)年9月13日条(新暦10月28日)

中務内侍は土御門少将具頭の病気が重く回復の見込みがないと聞き¹²⁾、今まで見舞いもしなかった怠慢を申し訳なく悲しんだとあり、今夜春宮主催の十三夜の月見の御歌会に具頭が参加できたらと、それぞれに哀れがって語りあった。

日が暮れると春宮は、後深草上皇の院御所に来て、舟に乗って月を見ている。中務内侍は、空は曇り雲が群がっている景色を、快晴よりもかえって見所のある風情と思い、「晴れ曇る月ぞなかなかめづらしき空も心のある夜なるかな」と心中で詠んでいる。

舟遊びも終り、御湯殿(女房の詰所、寝殿北面の居室)の簀子(縁)に出て見る頃には、雲も晴れて月の光で庭園が照らされている。そこに生えている浅茅(草丈の低いチガヤ)、その浅茅に付いた露までもはつきりと見える。釣殿の方に出てみると、灯籠の灯火もかすかとなって、遣水の水音だけが哀れに聞こえたことあり、「岩間も石間の水の音までも秋はあはれと聞きぞなざる」と和歌を詠んでいる。

この条では、京極派和歌関係者である具頭の病気が今回参加できないことに春宮メンバーの落胆が伺われ、この十三夜の月見の御歌会に愁傷感が漂っていた。春宮と中務内侍以外に、具体的に誰が参加者かは明記されていないが、具頭を知る親しい京極派和歌関係者らが参加していたと考えられている。

また舟を下りた後、寝殿北面の御湯殿から見た庭園は北庭であり、雑草のチガヤを目にすることから、維持管理が隅々まで出来ていないと確認できた。そして再度、東釣殿では遣水の水音が聞こえることが確認でき、北東から南東側へと池泉に流れていたと考えられる。

(2) 伏見天皇の御所期において

8) 弘安11(1288)年2月27日条(新暦4月6日)

この日、髪上の内侍・勾当・少輔内侍は官の庁に行った¹³⁾。3月8日は除目(即位供奉官任命の小除目・叙位・女官除目)であるため、伏見天皇は暁近くに就寝したが、中務内侍らは奏書を持

ち歩いて(除目の決定を奏上する書類を取り次いで御裁可を願ひ、再びこれを上卿に伝達)、朝まで寝なかった。「暁の花見ん」と言っ、大納言・権大納言典侍殿・新少将殿と中務内侍は「四人釣殿に出でて池の花を見れば、盛りなるものあり、少し散るものあり」とあるように、釣殿で池辺の花盛りから少し散り始めた桜の木々を見ている。今年は風が吹いていないから開花が長続きしたとあり、中務内侍は「九重は風も避きてや吹き過ぐる盛り久しく見ゆる花かな」と和歌を記している。

この条には、除目を催すために内侍の職務に多忙な様子が伺える。職務が朝方までかかり、暁が昇る頃に大納言・権大納言典侍殿・新少将殿と中務内侍らは東釣殿へ赴き、まだ満開の桜を見ている。御所に務める官人らが、ここでも職務の合間に、ある程度自由に建築使用や庭園を見られる立場と環境であったことが理解できる。この池泉の桜は、例年の4月上旬に多くは散っていたが、この年は風が吹かないことで満開の時期が長かったようである。

9) 弘安11(1288)年3月16日条(新暦4月25日)

中務内侍は夜が更けて皆がすっかり寝静まった頃に、月に誘われて花見に清涼殿(寝殿南面)へ。そこで大納言殿が「池の花の面影、月に定かに思えて恋し。九重になる花の色、飽かて昔や恋しかるらんとおもえゆれど、それにつけても旧りにし昔は思ふ出でらるゝを、忘れじと言ひしその世の友は、亡きもあるにこそ」と、池泉の桜からの連想で昔の風雅な思い出の中で亡き友について語り合っている。

そして、舟に乗ろうということになり、池の岸辺の桜の下に佇み、月に見守られながら暫くしていると大納言殿が「あはれに、この世ならでも思出でつらんや」と言ったとある。そして、大納言殿は「月に問ひ花に語りて偲ぶるをまたあはれなる人もありけり」と和歌を詠ったとある。翌朝、中務内侍は昨夜のことを思っ、大納言殿へ「年を経て今日を必ず契り来し人しもなどかまらざるらむ」と贈歌を送ると、大納言殿は「春を経て変らぬ花の色なればさこそ見し世の友と恋ふらめ」と「いつとでもあはれは絶えでありながら忘るなど言ひし今日ぞ悲しき」を返歌したと記されている。

大納言殿は、一説に中務内侍が敬愛する上臈女房と推測されており¹⁴⁾、ふたりが語り合っていた事柄は、亡き具頭の思い出とされている¹⁵⁾。この場での池泉や花咲く桜のある南庭と此処から見える月の景色、舟遊び等は、亡き友や春宮らとの遊興と一緒にあって思い出されている。

ここでふたりが人気のない深夜、月夜の寝殿南面に位置した清涼殿に来たり、舟に乗ったりしている。これからも内侍等の職掌の身分であれば、割と自由に御所内の寝殿等を自由に行き来できて、月や庭園を見て舟にも乗ることができたことが伺える。また、池泉周辺には4月下旬だが、まだ花が残っている桜が植栽されていた。

10) 弘安11(1288)年3月26日条(新暦5月5日)

冷泉富小路殿の桜の花はすっかり散ってしまったが、伏見天皇が春日殿(伏見天皇の生母である玄輝門院の御所)へ送った手紙の返事に、少将殿(玄輝門院女房)が桜の小枝を添えて中務内侍にことごとつけて下さったとある。この桜が世間には散って無くなった頃であったため、初花よりも珍しく嬉しいと思って見ていたら、伏見天皇が生母である少将殿が添えたものだからか、御手許に召されてしまった。せっかくの折だから、中務内侍は自身のものにしておきたかったとの思いを、花の返事として少将殿に「思ひきや稀なる頃の桜花君が情を添えて見る程」「いたづらに散りなん花をあはれあはれ今一枝と見る由もがな」と和歌を送ったとある。そして、少将殿からの「なべて咲く頃にしあらば桜花かゝる言葉の色も添へじな」の返歌が記されている。

冷泉富小路殿の桜の花が散ったことを惜しむ気持ちがあったため、まだ花が残る小枝を贈られたことで起きた出来事が書かれている。

11) 正応元 (1288) 年 5 月 15 日条 (新暦 6 月 22 日)

石灰壇の御拜のお供のために、清涼殿 (寝殿南面) の簀子 (縁) に行けば、そこから見えた桜の花は跡もなく散っていたが、木暗き青葉の梢も風情があると記している。

文中の「御拜」は石灰壇の御拜と考えられている¹⁶⁾。平安期の平安宮内裏の清涼殿では、天皇が毎朝伊勢神宮と皇居内の内侍所に向かって遙拝を行うために、清涼殿の東廂南端 2 間と仁寿殿南廂東端 2 間に位置していたとされている。このことから、清涼殿の簀子縁の正面南東側に桜が植栽されていたことになる。そのため、この桜は、冷泉富小路殿が後深草上皇の院御所や伏見天皇の御所として使用されていたことから、平安京内裏の例に倣って「左近の桜」の可能性が高いと考えられる。

12) 正応元 (1288) 年 6 月 16 日条 (新暦 7 月 22 日)

群がり立つ雲に晴れたり曇ったりする空に月が昇り、伏見天皇は花山院中納言 (家教) をお供に、清涼殿において月を見ている。そこに皇后宮権大夫 (西園寺) 公衡が「舟に乗り侍らん」と舟遊びを勧め、下大所の女官らを召し寄せて舟に乗せた。洞院の宰相中将 (洞院実泰) も参内して天皇の御舟に同乗した。蔵人左衛門 (藤原) 憲直が箏、権大夫が笙の笛、花山院中納言が横笛を吹いて大変面白いと記されている。

群がり立つ雲の夜空に昇る月を、伏見天皇らは清涼殿で鑑賞した。皇后宮権大夫公衡の勧めで咄嗟に催された舟遊びであったが、いつでも舟が用意できて、日常のなかで何気なく舟遊びを南庭池泉で行えた様子が伺えた。正式な催しでない際には、下大所の女官らを召し寄せて舟に乗せることもでき、管弦に精通した官人がすぐに演奏もできて、月見・舟遊び・管弦等の遊興が日常的に楽しめた様子がこの条でもよく理解できる。

13) 正応元 (1288) 年 6 月 27 日条 (新暦 8 月 2 日)

伏見天皇の第一皇子である胤仁立親王の宣旨が下るその日に、後深草上皇が冷泉富小路殿から常盤井殿の泉殿に移御されるため、内裏の女房らもそちらに参上のため、人が少なく静かである。中務内侍が石灰壇の御拜用の御手水を持って外を見ると、女御の御座所の庭前に目隠し用に立てた立藪に、青々と藤が茂っていたのを見た。今年は藤が咲かないで過ぎたと言え、誰かからついこの間まで咲いていたと言われ、そして女御側から見れば今年は今も 5 房ぐらいは咲いていると教えてもらっている。この花は今年の時節を心得て咲いていることに花の心もありがたいと思ひ「折知りてかく咲き合へる藤の花なほなべてには思ふべきかな」と和歌を詠んでいる。

以上から、女御の御座所の庭前に目隠し用に立てた立藪には、フジが絡まっていて毎年花を鑑賞していたことが判明した。

14) 正応元 (1288) 年 7 月 7 日条 (新暦 8 月 12 日)

後深草上皇の発案で、露の御草子に因んで¹⁷⁾、中務内侍らは歌を詠むこととなり、そこで権大納言典侍殿 (親子) に相談に訪ねて伺うと、北山殿のこと (弘安 7 (1284) 年の北山殿の七夕祭のこと¹⁸⁾) を思い出して、権大納言典侍殿が詠んだ 3 首の和歌が記されている。中務内侍は、春宮が天皇へ踐祚されたため、その思いも恋しくて、その思いも加えた 2 首の和歌が記されている。

日が暮れると、乞巧奠の灯台の光が池水に映った景色は、殊に面白いとある。琴柱立てをするのは洞院宰相中将 (琴の名手) とある。珍しいとはいえ、棚機姫の気持ちも思いやられて中務内侍は「手向け置く玉の小琴も此の秋に棚機つ女のいかに聞くらん」等と詠んだ 3 種の和歌が記されている。

権大納言殿 (洞院公守、実泰の父) も参上し管弦が催されている。伏見天皇と大納言殿 (上臈女房) が琵琶、琴は女御の御方の

権大納言殿と洞院宰相中将、笛は花山院中納言殿と伯の少将康仲 (源康仲)、拍子は綾小路少将 (信有) であった。管弦もやがて終わって、伏見天皇が演奏後の心が静まったところで月を見ようと言った。その後、伏見天皇はとある女御の御方にお忍びで行き、琵琶を弾いたと記されている。

棚機姫にあやかって女性技能の上達を祈る七夕祭である「乞巧奠」は一般的に、内裏では清涼殿の庭園 (東庭) に箏を敷いて机に種々の供物・裁縫用具・楽器等を供え、香を焚き、九本の燈台に火を点して二星に手向け、諸芸の上達を祈ったと推測されている¹⁹⁾。ただ、この条の「乞巧奠」の箏の場所は、「乞巧奠の火の光、水に映りひて気色ことに面白し」とあり、池泉に映り込む灯台の光の位置関係を考慮すると南庭で行われた可能性が高いと考えられる。

4. まとめ

『中務内侍日記』が著された弘安 3 (1280) から正応 5 (1292) 年までの間において、冷泉富小路殿の宮庭庭園における伏見天皇らによる日常の遊興の記述は 11 件 (1~9, 12, 14) であり、日常のエピソードの中で庭園等の景色が伺える記述は 3 件 (10, 11, 13) であった。

(1) 日常の遊興の特徴について

まず後深草上皇の院御所期の 7 件において、春宮が院御所で日常の遊興をする場合は、4 件が後深草上皇の御幸で留守の時、1 件が後深草上皇の就寝後、もう 1 件は春宮が主催の御歌会で、別の 1 件は後深草上皇と一緒に時であった。このことから春宮の身分では上皇が院御所に在宅の際は、自由に使いづらかったようである。また 11 件中 10 件の日常における遊興が行われた時間帯は、基本的に夜に催されていた。

伏見天皇らの日常の何気ない遊興の内容については、1) 庭園ならびに空を含んだ景色の鑑賞、2) 舟遊び、3) 管弦、4) 月見、5) 花木や植物の鑑賞や香り、6) 鳥や虫の鳴き声、7) 詠歌等の 7 項目に大別できた。季節は四季を通じて催されており、四季折々の楽しみ方をしてきた。

以下に、大別した 7 項目の遊興について、詳細に考察する。

1) 庭園ならびに空を含んだ景色の鑑賞：庭園は乞巧奠の灯台の光が池水に映った景色 (夏)、霧のかかった庭園 (夏)、月に照らされた庭園 (秋)、白一色の庭園 (冬)、凍った池泉の水面 (冬)、遣水の水音 (秋・冬) の鑑賞等であった。また空の眺望は、晴れたり曇ったりする村雨がちの空 (春)、雲が群がっている空 (秋)、霞んだ空 (秋) の景色であった。これらは、庭園や空そのものに人工の光や自然の現象等が加味された景色等となっていた。

2) 舟遊び：花見 (春)、管弦 (夏)、月見 (秋) をしながら催されていた。伏見天皇が舟遊びをされる場合は当然ながら官人らが舟を用意して乗舟できるが、深夜や朝方等に中務内侍らの官人だけでもこっそり舟を出して乗ることが出来たようであった。

3) 管弦：建築内では寝殿北面の御手水の間 (春)、庭園では舟の上 (夏) や、乞巧奠の催しのために庭園 (夏) で行っており、伏見天皇自らや伺候している官人らによって演奏されていた。

4) 月見：誘われる美しい月 (春)、霞んだ月 (夏)、群がり立つ雲に晴れたり曇ったりする空の月 (夏)、澄み切った月 (秋)、十三夜の月 (秋) と表現されているように、多様な月の景色を対象に鑑賞していた。

5) 植物の鑑賞や香り：まずは春季には院の庁の軒近くの良い桜の梢 (春)、池辺の桜 (春)、桜花 (春)、夏季には花橋とその香り (夏)、立藪の藤 (夏) 等の春季から夏季の花や香りを鑑賞していた。また夏季には、桜の青葉の梢 (夏) や生い茂った池の芦 (夏) 等も風情の対象となっていた。秋季には、松葉にかかった露の光 (秋)、露のついた茅 (秋) 等を鑑賞していた。冬季には、

雪折れしたハチクや芦(冬)、雪の積もった木々の梢(冬)、雪景色の中で目立つ松葉(冬)が鑑賞の対象であった。

6) 鳥や虫の鳴き声:「右近の橘」の可能性が高い花橘の香りに誘われてくる時鳥の初音(夏)、声々に鳴く虫の音(秋)、風が寒々としたなかを飛ばやもめ鳥の一声(冬)を聞いている。

7) 詠歌:『中務内侍日記』が文学日記であるため、全体で和歌154首、長歌2首、連句4句が記述されているが、庭園においての日常的な遊興の中で詠われた和歌26首をみると、そのほぼすべてが実際にその場所と人の交流で鑑賞し体験した内容であり、中務内侍の心情が和歌として主に記述されているが、伏見天皇らの京極派和歌関係者と共通した美意識もみられ、日常における庭園を含む自然に対する四季折々の風情を楽しむ捉え方を把握することができた。

(2) 庭園等の視点場と視対象ならびにその鑑賞について

冷泉富小路殿の主な遊興が行われた視点場を考えると、1) 寝殿南面、2) 寝殿北面、3) 東釣殿、4) 舟上、5) 南庭の5ヶ所に大別できた。各視点場からどう視対象を鑑賞したかを考察する。

1) 寝殿南面: まず空も含めて南庭と共に一連のパノラマ景観として鑑賞していたと考えられる。南庭から見える空は、群がり立つ雲に晴れたり曇ったりする空に月(夏)、霞んだ空に雁が鳴いて渡っていく景色(秋)、澄み切った月の光(秋)等の変化する空の景色が見え、月見もこの場所から主にされている。この空の景色を背景に、霧がかかった庭園(秋)、声々に鳴く虫の音(秋)、松葉にかかった露の光(秋)、吹く風に乱れ散る露の玉(秋)等の自然現象が加味された南庭を視対象として鑑賞されている。南殿前に位置する「右近の橘」と推察する花橘はその花と香りとそれに誘われてくる時鳥の一声(夏)を毎年如く鑑賞していた。また清涼殿前に位置する「左近の桜」と推察する花木の6月下旬の木暗き青葉の梢(夏)も風情があるとしており、共に近景となるシンボル樹木を対象として季節の風情を鑑賞していた。

2) 寝殿北面: 寝殿南面と同様に空の遠景と、北庭の壺庭の近景を対象としていた。ただ月はなく、空の遠景は、晴れたり曇ったりする村雨がちの空(春)や、風が寒々としたなかを飛ばやもめ鳥(冬)とあり、主に空の気象状況と鳥を視対象としている。近景の北庭(壺庭)については、院の庁の軒下近くの美しい桜の梢(春)、露のついた茅(秋)、雪で枝折れした呉竹(冬)が鑑賞されており、庭園景観というよりは主に草木を対象としていた。

3) 東釣殿: 主に近景の池泉に関する記述であり、池辺の桜(春)、凍った池泉の水面(冬)、遣水の水音(秋・冬)、弱々しく折れた枯れた芦(冬)等が鑑賞されていた。また南庭東面にあることから、盛りの花橘(夏)、雪一色の庭園(冬)、雪の積もった木々の梢、雪景色のなかに目立つ松葉(冬)の南庭の景色を、東釣殿から眺望していた。また東釣殿から空の遠景を対象とした記述は、雲の切れ目に時々もれてさしてくる霞んだ月に光(夏)だけであり、東釣殿からの眺望は南庭内を主に対象としたことが判明した。

4) 舟上: 池泉に浮かぶ舟上からの景観は、空の遠景を対象とした月を見ながらの舟遊び(春・夏・秋)と記述があり、舟からの視対象は第一が月であった。また、池辺の桜(春)の記述もあり、近景の花木の鑑賞も対象と判明した。

5) 南庭: 「乞巧奠」が筵を庭園に敷いて催されることから、「乞巧奠の火の光、水に映りひて気色ことに面白し」とあり、池泉に映り込む景色を南庭から鑑賞したと考えられる。ただ何気ない日常では南庭からの眺望はほぼないよう考えられる。

(3) 宮廷庭園の様相について

既往研究では、まず冷泉富小路殿の寝殿は南面を向いており、その寝殿東面から廊で繋がった東釣殿があり、南庭には池泉があることが判明している。本研究では東釣殿において遣水の水音が確認できており、既往研究において東釣殿が東側の東京極通りに

近くそして南面寄りに位置していたことから、南面にある池泉に流れ注ぐ遣水は、北東から南東へと流れていたことが判明した。そして、その水源は東京極大路の東側を流れていた中川であったと考えられる。

植栽に関しては上皇の院御所や天皇の御所だったことから内裏に倣って、時鳥の初音を待った花橘は、寝殿南面の南殿前のすぐ前で咲いていることから「右近の橘」、また寝殿南面の清涼殿のすぐ前にある桜は「左近の桜」である可能性を示唆した。また寝殿北面にある女院御方常御所の北側に、呉竹(ハチク)が植栽された壺庭があることが判明した。そして、東釣殿の軒下に松があり、南庭池泉の汀には4月上旬には散り始める桜などや4月下旬に咲く桜が植えられ、池中の芦が6月上旬には広く繁茂し1月頃には枯れて雪折れていた。院の庁の軒下近くに4月上旬に咲く桜や、女御の御座所の庭前の立藪には夏に咲く藤が植栽されていたことが確認できた。

冷泉富小路殿の庭園様式を考察すると、上皇の院御所等であったことから平安京内裏にならって南庭に、「右近の橘」「左近の桜」が植栽されており、遣水と池泉ならびに北庭に呉竹の壺庭を有する等の特徴を考え併せると、平安中期以降と同様の寝殿造庭園が備わっていたと判明した。

冷泉富小路殿における宮廷庭園の様相は、基本的な寝殿造庭園であったが、伏見天皇らの京極派和歌関係者らの和歌創作で養われた美意識と友愛が、庭園内部ならびに外部環境の空や自然現象をあわせて風情あるものとして捉えさせていた。また伏見天皇らならびに仕える近臣らの管弦等の嗜み等からも日常における遊興は、いつでも行える環境と人材が揃っていたことが伺えた。

引用文献と補注

- 1) 川上真(1956):鎌倉後期における冷泉富小路とその角御所:日本建築学会論文報告集54(0),801-804
- 2) 川上真(2002):日本中世住宅の研究(新訂):中央公論美術出版,23-26,55-68
- 3) 山岡瞳(2017):鎌倉時代の西園寺家の邸宅:歴史文化社会論講座紀要(14),31-46
- 4) 岩本美代子(2006):校訂中務内侍日記全注釈 笠間注釈叢刊39:笠間書院,278pp, 本著は主に上巻(20章)・下巻(34章)・解題の3構成。
- 5) この時に実氏自身院執事に補任されている。また、『民経記』の貞永元(1232)年10月8日条に、讓位の直前に公経が常任していた今出川第に移ったと研究されている。
- 6) 4年後、後嵯峨天皇が姁子所生の後深草天皇に讓位して、後深草上皇となったのを受けて、宝治2(1246)年6月に院号宣下を受けて「大宮院」の称号を与えられた。この姁子との婚姻は、即位した後嵯峨天皇が宮廷の実力者である西園寺家と婚姻関係を結ぶことにより、自らの立場の安定化を図ったとされている。
- 7) 前掲2) p58には「北対は寝殿の東北、富小路寄に所在していたと考える」とあるが、富小路は御所西側であるため、正しくは寝殿の西北に北対は位置したと考える。
- 8) 全体構成は、本田静六著『寝殿造の研究』の花山院復元図(p571)に近似しているようであるが、東対・西対等の存在・形状については不明である。
- 9) (財)京都市埋蔵文化財研究所(2011):昭和53年度京都市埋蔵文化財調査概要,30-31
- 10) 前掲4), p14
- 11) 前掲4), 21-22
- 12) 源具顕は、『中務内侍日記』の弘安10(1287)年11月9日条に亡くなったことが記されている。
- 13) 大内裏構内の太政官正守。前掲4)のp114には、その傍なる神祇官で即位の由奉幣使を伊勢神宮に齎遣する儀を行うためとある。
- 14) 前掲4), p13(為兼姉為子とする従来説はここでは否定)
- 15) 前掲4), 135-137
- 16) 石灰壇は、板敷きの床の高さまで土を盛り上げ、床を石灰(漆灰)で塗り固めて作られており、「石灰の間」「壇の間」ともいう。前掲4), p139
- 17) 七夕には朝露を硯の水として歌を書くこと。
- 18) 前掲4), 148-150
- 19) 前掲4), 148-149